

平成29年 第12回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成29年 第12回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成 29 年 12 月 22 日 (金) 午後 1 時 30 分 閉 会 平成 29 年 12 月 22 日 (金) 午後 2 時 07 分							
場 所	共和町役場 2階 大会議室							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		出席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		出席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		出席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		出席
	7	岡 田 政 則		出席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		出席	18	上 川 洋 一		出席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		出席
10	浦 口 義 之		出席	20	今 村 俊 一		出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	照 井 誠		出席	農地係	高 松 大 輝		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	2 番 長 門 強 委員			15 番 森 孝 之 委員				
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について							
第 3	報告第2号 農地あっせんについて							
第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
第 5	議案第2号 現況証明願について							
第 6	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について							
第 7	議案第4号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について							
第 8	議案第5号 農地法第52条の規定による貸借料情報並びに参考貸借料の提供について							

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

- 議長 只今から平成 29 年第 12 回共和町農業委員会総会を開催致します。
出席委員は、全員出席の 20 名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立してございます。
なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

- 議長 日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。
共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 番 長門
委員、15 番 森委員を指名致します。
では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

- 議長 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につ
いて、事務局より報告願います。
- 事務局 今回の報告は 2 件です。
(報告第 1 号を朗読)
1 番については、あっせん売買へ移行しております。
2 番については、新たな貸借について調整中です。
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての報告を終
わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

- 議長 次に、日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報
告願います。
- 事務局 今回のあっせん報告は 8 件です。
(報告第 2 号を朗読)
- 議長 報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に
ついてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は 2 件です。
(議案第 1 号、議案書を朗読)

1 番については、A氏とB社のあっせん売買に関連して、あっせん対象の水田の一部にC氏の所有地が含まれていることから、C氏からB社へ贈与を行うものになります。

2 番については、譲受人の所有地に隣接する小規模な農地を贈与するものになります。

申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 現況証明願について

○議長

次に、日程第5 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は1件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

申請地は、宮丘の国道229号線沿いにある北海道原子力環境センターの隣接地となります。

この土地は、昭和58年に売買で共和町が取得しており、隣接する原子力環境センターの敷地と一体として利用されていましたが、平成13年には北海道へ売買され、北海道原子力防災センターが建設されました。

しかし、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた法令改正により、原発から5km圏外への移転が義務付けられたことから、オフサイトセンターは平成27年に南幌似に移転し、建物は既に解体されております。

現在は駐車場と通路部分が残っておりまして、跡地には砂利が敷かれており、35年程前から宅地又は雑種地化している状況です。

現地調査の結果、非農地化してから長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、12月7日に、小野委員、森下委員、長門委員の3名で実施しております。

なお、現況証明願につきましては、冬期間は現地確認が困難なため原則受付しておりませんが、今回は北海道による申請であり、公共施設用地であったことから、過去の土地利用状況も明らかなため特例的に受け付けたものですので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回は、売買が8件になります。
(議案第3号、議案書を朗読)
計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 所有権移転各筆明細の8番は、長門委員の同居の親族に関する件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
(長門委員 退席)
- 議長 それでは、所有権移転各筆明細の8番についてのみ、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
長門委員は着席願います。
(長門委員 入室)
- 議長 長門委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
(長門委員 着席)
- 議長 それでは、所有権移転各筆明細の8番を除く全件について、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積について

○議長

次に、日程第7 議案第4号 農地法第3条第2項第5号で定める下限面積についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

(議案第4号、議案書を朗読)

別段面積の設定につきましては、今月15日の五役会議で検討したところです。

まず下限面積について改めて確認したいと思います。

農地法第3条第2項第5号では、農地を取得する際の要件の1つとして、取得後の経営面積が北海道では2haに達しない場合は許可できないと定められておまして、この面積を下限面積といいます。

これは、経営面積が小さいと生産性が低く、効率的で安定的な農業経営が行われないことが予想されるために定められているものです。

しかし、平成21年の農地法改正により、基準を満たす場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を設定することが可能となり、毎年別段面積の設定について検討することが国の通知で求められています。

後志管内をみますと、新規就農促進等の理由で、14市町村で別段の面積が設定されているところですが、当町は水田が主体の町でもあり、採算面などから別段の面積を設定せずに下限面積2haとしておまして、これまで特に支障は生じていない状況です。

別段面積の設定基準は2つありまして、1つ目は農地法施行規則第17条第1項になりますが、耕作面積が別段面積未満の農業者が全体のおおむね4割以上になることが必要になります。2015年の農業センサスの統計数値を基に計算しますと、当町は現状でも下限面積未満の農業者の割合が7%になりまして、既に4割未満であることから、この基準には該当しません。

2つ目の基準は農地法施行規則第17条第2項になりますが、設定区域内に遊休農地が相当程度存在すること、別段面積を設定することで地域の農地利用の確保に支障を生ずるおそれがないことの両方に該当する場合には、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できるとされておまして、この基準を根拠に別段面積を設定することは可能とも言える状況です。

しかし、農地法の下限面積は、あくまでも農地法第3条で農地を取得する際の基準になります。農外からの青年の新規就農につきましては、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金といった支援制度がありますので、これらを活用するために、農地の権利取得と同時に町の認定を受けて認定新規就農者になるケースが想定されます。その場合は基盤強化法の対象となりますので、基盤強化法には面積基準がないことから、2町未満でも要件を満たせば許可が可能となります。

そのため、青年の新規就農対策として別段面積を定める必要性は低い状況ですが、認定新規就農者は原則45歳未満となっておりますので、早期退職された方など、中高年の新規就農対策という面では有効と思わ

れることから、今後状況をみながら検討するという五役での協議結果となっております。

以上のことから、平成30年においては別段面積を設定せずに、これまで同様、農地法に定める下限面積2haとすることを提案いたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

別段の面積は設定しないこととし、共和町全域における下限面積を2.0haとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、下限面積を2.0haとすることに決定致します。

◎日程第8 議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供について

○議長 次に、日程第8 議案第5号 農地法第52条の規定による賃借料情報並びに参考賃借料の提供についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 (議案第5号、議案書を朗読)

平成21年の農地法改正において標準小作料制度が廃止され、代わりに農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うとされたことに基づきまして、この度、平成29年分の賃借料情報と、共和町農業委員会が自主的に設定する平成30年の参考賃借料を公表するにあたり、意見を求めるものです。

14ページには、今年1月から11月までに公告された賃貸借における10アール当たりの賃借料データを掲載しております。こちらは、先月の総会後の事前協議の内容から変更ございません。

データにつきましては、農地区分毎に集計し、例年同様田を5区分、畑を7区分の計12種類に区分しております。

それぞれの区分毎に、特殊な取引を除いたデータを基に算出しております。平均賃借料については、区分によっては昨年と比べて大きな変動があったところです。

参考賃借料については、法律に基づくことなく自主的に設定しているものでして、先月の総会後の事前協議で特にご意見がなかったことを踏まえまして、先週の五役会議で協議を行ったところです。

協議結果としましては、先程ご説明した本年の賃借料データでは、一部の区分で昨年と比較して千円以上の増減となっているものの、増については昨年の平均賃借料が低かったこと、また減については転作田や条件の悪い農地が昨年と比べて多かったことや、データ件数の少なさが原因であり、実態としては田・畑共に上げ下げする要因はないとの判断になりました。

また、来年以降は米の直接支払交付金廃止の影響についても注視しな

がら検討する必要がありますが、現時点では賃借料の維持という面からも据え置きが望ましいことから、平成29年からの変更は不要との結論となっております。

よって、平成30年の農地参考賃借料につきましては、田・畑全区分において今年と同額で設定することとし、農業委員会だより1月号と共和町ホームページにおいて公表してよろしいかお諮りいたします。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

平成29年賃借料情報並びに、平成30年参考賃借料について、別紙のとおり公表することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、農地賃借料情報と参考賃借料について、別紙のとおり公表することに決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。

これにて、平成29年第12回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 0 7 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年12月22日

議長(農業委員会会長) 今村俊一 印

議事録署名委員 2番 長門強 印

議事録署名委員 15番 森孝之 印